

手続きの流れ・必要書類

目 次

1 手続きの流れ・必要書類

- 1.1 下水道部計画課(当課)との主要な手続きの流れ…………… 1

2 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例第 12 条協議における提出書類

- 2.1 都市計画法第 32 条の協議が**不要**な場合…………… 2
- 2.2 都市計画法第 32 条の協議が**必要**な場合…………… 3
- 2.3 軽微な計画変更が生じる場合…………… 4
- 2.4 大規模な計画変更が生じる場合…………… 4

3 検査における提出書類

- 3.1 検査における提出書類…………… 5

4 その他手続きについて

- 4.1 下水道施設の引継ぎ申出書…………… 6
- 4.2 市街化調整区域で公共下水道へ接続したい場合…………… 6
- 4.3 当課への下水道法第 16 条(承認工事)申請…………… 7
- 4.4 その他…………… 7

5 令和 7 年 11 月 1 日以前の回答書の手続き

- 5.1 令和 7 年 11 月 1 日以前の回答書の手続き…………… 8

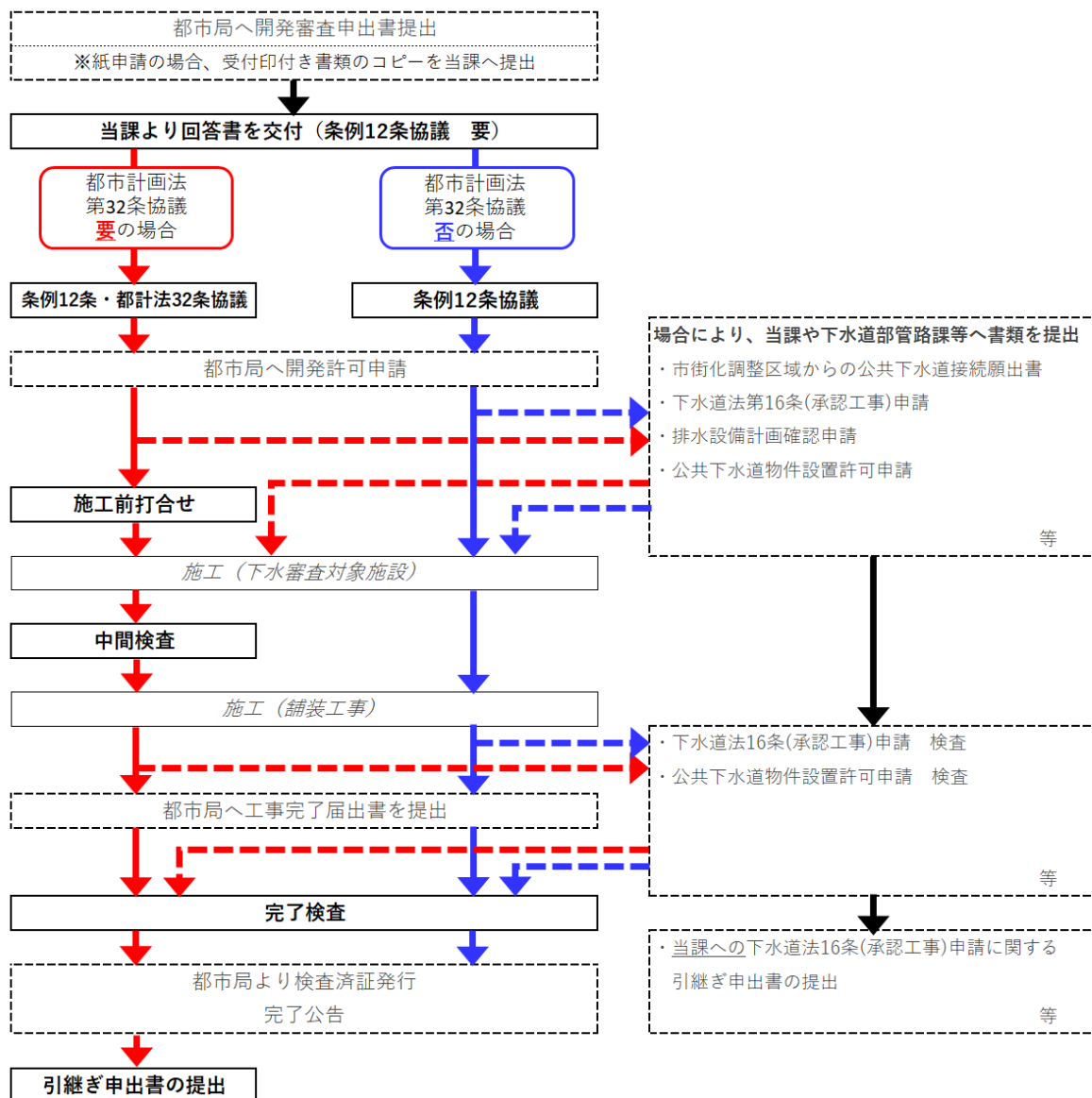
1 下水道部計画課（当課）との主要な手続きの流れ

1.1 下水道部計画課（当課）との主要な手続きの流れ

- ① 開発審査申出書に対して回答書を交付
- ② 回答書の内容を踏まえて開発協議を実施
- ③ 施工前打合わせ（注意事項の説明等） ※
- ④ 中間検査 ※
- ⑤ 完了検査
- ⑥ 下水道施設の引継ぎ申出書の提出 ※

※ 条例：神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例

※ 都市計画法 第 32 条の協議が必要な場合等を実施



2 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例第 12 協議における提出書類

2.1 都市計画法第 32 条の協議が不要な場合 (標準処理期間：1 週間程度)

協議時に開発事業計画内容を確認するため、下表の書類を提出してください。

標準処理期間は、事前協議内容を反映した協議依頼書を受理した後に必要な期間になります。※ 下表は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。

条例第 12 条協議 提出書類

図面など	部数	内容など
開発事業協議依頼書	2 部	● 様式第 8-2 開発事業協議依頼書（下水道） <u>※記載例を参考に記入してください。</u>
公共公益施設等管理者等協議書	2 部	● 公共公益施設等管理者等協議書 <u>※記載例を参考に記入してください。</u>
開発審査申出書コピー	1 部	● 都市局都市計画課へ提出した申出書のうち、鑑・所見・位置図・現況図・土地利用計画図・造成平面縦断図のコピー（最新版） ● 一部変更を行った場合、鑑・所見はすべての申出書のコピーを提出
住民説明報告書コピー	1 部	● 紙申請の場合、都市局都市計画課受付印のあるもののコピー ● （電子申請の場合は添付不要）
委任状	1 部	● コピーでも可
当課からの回答書コピー・処理方針一覧	2 部	● 当課より交付した「開発事業 審査申出書に関する意見について（回答）」および別紙回答のコピー ● 上記回答書に対する処理方針をまとめた一覧表
排水計画平面図	2 部	● 開発行為により設置する汚水・雨水排水施設の平面図 <u>作図上の注意点・作図例については、公表している「図面作成例」を参照してください。</u>
縦断図（汚水）	2 部	● 私道等に本管に準じた排水施設を設置する場合 ● <u>接続先の下水道施設の高さを現地で測量した上で作図して下さい。</u> <u>※下水道台帳は利用許諾に記載のとおり参考図です。</u>
構造図	2 部	● 汚水排水設備については、原則として公表している「下水道設計標準図」をコピーしたもの（主な構造図は、管布設工・マンホール設置工・取付管設置工・汚水ます設置工・マンホール管口防護工・マンホールおよび汚水ます蓋）既設公共下水道へ接続する箇所、詳細な構造図が必要と判断された場合には作図して下さい。 ● 雨水排水施設については、宅内最終ますから道路側溝までの断面図（管種・管径・勾配を明示し、流量計算書と整合させてください。雨水ますは<u>泥だめ深が 15cm 以上</u>あることを明示してください。） ● その他、下水道部の審査対象となる雨水排水施設がある場合は、その構造図を提出。 <u>次のページへ</u>

流量計算書 (汚水)	2 部	● 開発に伴い汚水排水量が増加し、既存公共下水道施設の排水能力に対する影響が懸念されると事前協議で判断された場合、開発技術基準に従い、開発区域だけでなく、既設公共下水道接続位置に至るまでの上流流域及び影響が懸念される下流流域も含めた流域図を作成し、流量計算を行ってください。
流量計算書 (雨水)	2 部	● 宅内最終ますから道路側溝までの範囲が計算対象です（それ以外に当課の審査対象となる雨水排水施設がある場合はそれを含む）。各敷地内の雨水排水施設の構造が同じであるときは、最大集水面積をもつ敷地の計算書のみで構いません。（雨水集水面積が 2.5ha 未満の場合、流達時間 t は 5 分となることに注意してください）
同意書 コピー	2 部	● 排水先が他者の所有・管理する私有排水施設である場合や、排水施設の設置にあたり他者の私有地への占用を伴う場合は、同意書のコピーを提出。

2.2 都市計画法第 32 条の協議が**必要**な場合 （標準処理期間：1 ヶ月程度）

上表（都市計画法第 32 条の協議が**不要**な場合）の書類に加え、下表の書類もあわせて提出してください。標準処理期間は、**事前協議内容を反映した協議依頼書を受理した後に必要な期間**になります。※ 下記は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。なお、**必要に応じて設計指針、図面作成例等を貸与します**ので従って設計を行ってください。

条例第 12 条協議・都市計画法第 32 条協議 提出書類

図面など	内容など
流量計算書 (汚水・雨水)	● 本管や本管に準じた排水施設について作成してください。 ● 雨水排水施設のうち敷地内の施設については、都市計画法第 32 条協議が不要な場合と同様。
縦断図 (汚水・雨水)	● 本管や本管に準じた排水施設について作成してください。
詳細図・構造図 (主に雨水)	● 既設管渠(本管)との接続部の詳細図（平面図・縦断横断図） ● 既設管渠(取付管)との接続部の標準図又は詳細図 ● 管基礎、継手、階段、跳水、現場打ち人孔、中間スラブを設ける組立人孔等、当課が必要と判断した図面を作成して下さい。
構造計算書	● 管渠の構造計算、現場打ちコンクリート構造物など 当課の指定するもの。
耐震計算書	● 施設の重要度に応じて実施（計算は日本下水道協会の指針による）。 計算には地質調査資料が必要なので注意してください。
管理区分図	● 当課が必要と判断した場合作成してください。

2.3 軽微な計画変更が生じる場合 （標準処理期間：1週間程度）

軽微な計画変更が生じる場合は、下表の書類を提出し、施工前に図面差替手続きを行ってください。協議済の図面と工事出来形が施工誤差を超えて異なる場合も、図面差替手続きが必要です。審査の上、問題なければ押印した図面を返却します。

標準処理期間は、事前協議内容を反映した協議依頼書を受理した後に必要な期間になります。

軽微な計画変更が生じる場合 提出書類

図面	部数	内容など
変更前後説明資料	2部	● 変更箇所・変更理由・変更内容などわかる資料。 変更前の図面に記載頂いても構いません。
変更後図面等資料	2部	● 「変更後」と明示してください。 計算書なども含め、変更によって影響を受けるすべての協議済み資料を最新版に修正し、提出してください。
変更前図面コピー	1部	● 協議後に押印した最新の図面に、「変更前」と明示し、今回変更する点を図示・列挙してください。

2.4 大規模な計画変更が生じる場合 （標準処理期間：2.1・2.2に記載のとおり）

大規模な計画変更が生じる場合は再協議と判断します。再協議となる場合は、都市計画法第32条協議の要否に従って「2.1 都市計画法第32条の協議が不要な場合」または「2.2 都市計画法第32条の協議が必要な場合」の手続きを行ってください。再協議となるか不明な場合は、協議時に事前に確認をお願いします。

標準処理期間は、事前協議内容を反映した協議依頼書を受理した後に必要な期間になります。

3 検査における提出書類

3.1 検査における提出書類

検査にあたっては、下表の書類を提出してください。現地と図面との整合や、各種基準を順守していること、破損等の不具合がないことなどを確認します。

なお、都市計画法第 32 条協議を行った場合は、舗装工事前に中間検査を実施しています。中間検査においては工事写真、出来形図、気密性試験報告書を提出してください。

※ 下表は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。

※ 特に埋設部において工事写真の撮影し忘れ・写真不明瞭などで施工寸法等が確認できず、再掘削による是正工事や再撮影の必要が生じる場合があります。「工事写真チェックリスト（例）」なども参考にしていた
きながら、写真撮影を適切に実施してください。

検査時 提出書類

書類	内容など
汚水・雨水排水施設の 工事写真 ※	● 当課の審査対象である汚水・雨水排水施設に関する工事写真。 ● 当課の回答書および協議時に必要と判断した各申請について検査時に提出した工事写真。
関連手続きの完了が 確認できる資料	● 下水道法第 16 条（承認工事）申請や排水設備計画確認申請、公共下水道物件設置許可申請などの関連する申請を行った場合、検査合格通知書など申請の完了が確認できるもの。
出来形図 ※主に都計法第 32 条協議の場合	● 特に汚水・雨水排水施設の本管について、協議済の縦断図に工事出来形値を赤字で書き込んだものなど。
報告書類 ※主に都計法第 32 条協議の場合	● 気密性試験報告書など、性能を担保する検査の報告書
下水道台帳修正用図面 ※主に都計法第 32 条協議の場合	● 下水道台帳を開発完了後の出来形に修正した図面。 本市の下水道台帳入力業者に図面作成を依頼する場合は、規模に応じて 1 週間から 1 ヶ月程度時間を要するためご注意ください。

4 その他の手続きについて

4.1 下水道施設の引継ぎ申出書 （標準処理期間：1週間程度）

都市計画法第32条の協議を行った場合や、別途下水道法第16条（承認工事）申請を当課に行い本管等を布設した場合は、下水道施設の引継ぎ手続きが必要です。完了公告後に下表の書類を1部提出してください。標準処理期間は、事前協議内容を反映した申出書を受理した後に必要な期間になります。

※ 手続き完了後に「引継ぎ通知」をお渡しします。道路管理者へ占用者変更手続きを行ってください。

※ 未処理区域での開発行為については、引継ぎ完了後に処理区域とする手続きを進めます。

下水道施設の引継ぎ申出書 提出書類

書類	内容など
下水道施設の引継ぎ申出書・ 引継ぎ施設の概要・道路占用調書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかる図面
下水道台帳修正用図面	● 下水道台帳を開発完了後の出来形に修正した図面
開発行為に関する工事の検査済証 コピー	
委任状	● 代理人から提出する場合
その他 竣工図等	● 竣工図等が必要となる場合

4.2 市街化調整区域で公共下水道へ接続したい場合 （標準処理期間：1週間程度）

市街化調整区域は浄化槽排水が原則となりますが、施設や排水の種類、前面道路に接続可能な公共下水道施設が存在することなど、一定の要件を満たす場合には公共下水道への接続を承認しています。接続を希望する場合には、下表の書類を1部提出してください。審査のうえ、接続の可否を回答いたします。標準処理期間は、事前協議内容を反映した願出書を受理した後に必要な期間になります。

市街化調整区域で公共下水道に接続したい場合 提出書類

書類	内容など
市街化調整区域からの 公共下水道接続願出書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかるもの
排水計画図	● 汚水・雨水の排水経路がわかるもの
建築確認図書	● 提出予定の建築確認申請書など
写真	● 対象箇所周辺の写真（遠景・近景）
委任状	● 代理人から提出する場合

4.3 当課への下水道法第 16 条（承認工事）申請 （標準処理期間：1 週間程度）

開発関連区域において既存マンホールの蓋替え等の工事を行う際には、当課への下水道法第 16 条（承認工事）申請が必要となる場合があります。下表の書類を 2 部提出 してください。

また、施工後は「下水道法第 16 条に基づく工事の完成検査依頼書」と工事写真等を提出し、当課の検査を受けてください。問題なければ、合格の旨を通知いたします。標準処理期間は、事前協議内容を反映した申請書を受理した後に必要な期間になります。

下水道法第 16 条（承認工事）申請 提出書類

書類	内容など
公共下水道の施設に関する工事 （変更）承認申請書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかるもの
排水計画図	● 当課との協議済み図面のコピー （協議成立時の押印があるもの）
構造図 等	● 工事内容がわかる資料
写真	● 対象箇所周辺の写真（遠景・近景）
委任状	● 代理人から提出する場合

4.4 その他

開発事業の内容によって、下水道部管路課や水環境センターへの申請が必要となる場合があります。その際には、開発審査申出書に対する回答書の中などでご案内します。

5.1 令和7年11月1日以前の回答書の手続き

- 1) 開発審査申出書に対して回答書を交付
- 2) 回答書の内容を踏まえて開発協議・同意を実施
- 3) 施工前打合わせ（注意事項の説明等）※
- 4) 中間検査 ※
- 5) 完了検査
- 6) 下水道施設の引継ぎ申出書の提出 ※

```

graph TD
    A[都市局へ開発審査申出書提出  
※紙申請の場合、受付印付き書類のコピーを当課へ提出] --> B[当課より回答書を交付]
    B --> C{条例第12条協議  
要の場合}
    B --> D{条例第12条協議  
不要の場合}
    C --> E[協議]
    D --> F[同意]
    E --> G[都市局へ開発許可申請]
    F --> G
    G --> H[施工前打合せ]
    H --> I[施工 下水審査対象施設]
    I --> J[中間検査]
    J --> K[施工 舗装本復旧]
    K --> L[都市局へ工事完了届出書を提出]
    L --> M[完了検査]
    M --> N[都市局より検査済証発行  
完了公告]
    N --> O[引継ぎ申出書の提出]
    
    H -.-> P[市街化調整区域からの公共下水道接続願出書  
下水道法第16条承認工事申請  
排水設備計画確認申請  
公共下水道物件設置許可申請  
等]
    I -.-> P
    J -.-> P
    K -.-> P
    L -.-> Q[下水道法16条承認工事申請 検査  
公共下水道物件設置許可申請 検査  
等]
    M -.-> Q
    N -.-> R[当課への下水道法16条承認工事申請に関する  
引継ぎ申出書の提出  
等]
  
```

都市局へ開発審査申出書提出
※紙申請の場合、受付印付き書類のコピーを当課へ提出

当課より回答書を交付

条例第12条協議
要の場合

協議

条例第12条協議
不要の場合

同意

都市局へ開発許可申請

施工前打合せ

施工 下水審査対象施設

中間検査

施工 舗装本復旧

都市局へ工事完了届出書を提出

完了検査

都市局より検査済証発行
完了公告

引継ぎ申出書の提出

場合により、当課や下水道部管路課等へ書類を提出

- 市街化調整区域からの公共下水道接続願出書
- 下水道法第16条(承認工事)申請
- 排水設備計画確認申請
- 公共下水道物件設置許可申請
- 等

下水道法16条(承認工事)申請 検査

公共下水道物件設置許可申請 検査

等

当課への下水道法16条(承認工事)申請に関する
引継ぎ申出書の提出

等

2. 協議・同意における提出書類

1) 当課との条例 第 12 条の協議が不要な場合（標準処理期間：1 週間程度）

下表の書類を提出してください。審査の上、問題なければ同意スタンプを押印した図面を返却します。

※ 下表は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。

※ 1部は当課で保管し、残りの部数について同意スタンプを押印のうえ返却します。

図面など	部数	内容など
開発審査申出書 コピー	1部	- 都市局都市計画課へ提出した申出書のうち、鑑・所見・位置図・現況図・土地利用計画図・造成平面縦断図のコピー（最新版） - 一部変更を行った場合、鑑・所見はすべての申出書のコピーを提出
住民説明報告書 コピー	1部	紙申請の場合、都市局都市計画課受付印のあるもののコピー（電子申請の場合は添付不要）
委任状	1部	※コピーでも可
当課からの 回答書コピー・ 処理方針一覧	1部	- 当課より交付した「開発事業 審査申出書に関する意見について（回答）」および別紙回答のコピー - 上記回答書に対する処理方針をまとめた一覧表
排水計画平面図	2部 以上	開発行為により設置する汚水・雨水排水施設の平面図 ※作図上の注意点・作図例については、公表している「図面作成例」を参照してください。
縦断図 （汚水）	2部 以上	私道等に本管に準じた排水施設を設置する場合
構造図	2部 以上	- 汚水排水施設については、原則として公表している「下水道設計標準図」をコピーしたもの （主な構造図は、管布設工・マンホール設置工・取付管設置工・汚水ます設置工・マンホール管口防護工・マンホールおよび汚水ます蓋） - 雨水排水施設については、宅内最終ますから道路側溝までの断面図（管種・管径・勾配を明示し、流量計算書と整合させてください。 雨水ますは泥だめ深が 15cm 以上あることを明示してください。） - その他、下水道部の審査対象となる雨水排水施設がある場合は、その構造図を提出。
流量計算書 （雨水）	2部 以上	宅内最終ますから道路側溝までの範囲が計算対象です（それ以外に当課の審査対象となる雨水排水施設がある場合はそれを含む）。各敷地内の雨水排水施設の構造が同じであるときは、最大集水面積をもつ敷地の計算書のみで構いません。（雨水集水面積が 2.5ha 未満の場合、流達時間 t は 5 分となることに注意してください）
同意書 コピー	2部 以上	排水先が他者の所有・管理する私有排水施設である場合や、排水施設の設置にあたり他者の私有地への占用を伴う場合は、同意書のコピーを提出。

2)当課との条例 第 12 条の協議が**必要**な場合（標準処理期間:1ヵ月程度）

上表(条例 第 12 条の協議が**不要**な場合)の書類に加え、下表の書類もあわせて提出してください(すべての提出書類が2部(正本・副本)必要です)。審査の上、問題なければ協議済スタンプを押印した図面等を1部返却します。

※ 下記は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。

図面など	内容など
開発事業協議依頼書	- 様式第 8-2 開発事業協議依頼書(下水道) (提出日も記入してください) - 公共公益施設等管理者等協議書(第 2 面)(第 3 面) ※記載例を参考に記入してください。
公共公益施設等管理者等協議書	- 公共公益施設等管理者等協議書(第 1 面) (日付は記入しないでください。) - 公共公益施設等管理者等協議書(第 2 面)(第 3 面) ※記載例を参考に記入してください。
委任状	※コピーでも可
縦断図 (汚水・雨水)	本管や本管に準じた排水施設について作成してください。
流量計算書 (汚水・雨水)	- 本管や本管に準じた排水施設について作成してください。 - 雨水排水施設のうち敷地内の施設については、条例第12条協議が不要な場合と同様。
構造計算書	現場打ちコンクリート構造物などで、標準構造図にないものを提出。
耐震計算書	雨水排水施設の帰属がある場合、施設の重要度レベルに応じて実施してください(計算は日本下水道協会の指針による)。 ※計算には地質調査資料が必要なので注意してください。

3) 軽微な計画変更が生じる場合（標準処理期間:1 週間程度）

軽微な計画変更が生じる場合は、下表の書類を提出し、施工前に図面差替手続きを行ってください(協議済・同意図面と工事出来形が施工誤差を超えて異なる場合も、図面差替手続きが必要です)。審査の上、問題なければ図面差替スタンプを押印した図面を返却します。

なお、大規模な変更が生じる場合は再協議となります。

※ 1部は当課で保管し、残りの部数について図面差替スタンプを押印のうえ返却します。

※ 条例第12条協議の場合は、提出部数は2部(正本・副本)で、返却部数は1部です。

図面	部数	内容など
変更前図面 コピー	1部	協議済または同意スタンプを押印した最新の図面に、「変更前」と明示し、今回変更する点を図示・列挙してください。 (変更か所・変更理由・変更内容など)
変更後図面	2 部以上 または 2 部※	「変更後」と明示してください。 計算書なども含め、変更によって影響を受けるすべての協議・同意済み資料を最新版に修正し、提出してください。

3. 検査における提出書類

検査にあたっては、下表の書類を提出してください。現地と図面との整合や、各種基準を順守していること、破損等の不具合がないことなどを確認します。

なお、条例第 12 条協議を行った場合は、舗装工事前に中間検査を実施しています。中間検査においては工事写真、出来形図、気密性試験報告書を提出してください。

※ 下表は一般的な場合であり、開発内容によってはこのとおりとはならない場合があります。

※ 特に地下埋設部において工事写真の撮影し忘れ・写真不明瞭などで施工寸法等が確認できず、再掘削による是正工事や再撮影の必要が生じる場合があります。「工事写真チェックリスト(例)」なども参考にいただきながら、写真撮影を適切に実施してください。

書類	内容など
汚水・雨水排水施設の 工事写真 ※	● 当課の審査対象である汚水・雨水排水施設に関する工事写真
関連手続きの完了が 確認できる資料	● 下水道法第 16 条(承認工事)申請や排水設備計画確認申請などの関連する申請を行った場合、検査合格通知書など申請の完了が確認できるもの。
出来形図 ※主に条例第 12 条協議の場合	● 特に汚水・雨水排水施設の本管について、協議縦断図に工事出来形値を赤字で書き込んだものなど。
報告書類 ※主に条例第 12 条協議の場合	● 気密性試験報告書など、性能を担保する検査の報告書
下水道台帳修正用図面 ※主に条例第 12 条協議の場合	● 下水道台帳を開発完了後の出来形に修正した図面 (本市の下水道台帳入力業者に図面作成を依頼する場合は、規模に応じて1週間から1ヵ月程度時間を要するためご注意ください)

4. その他の手続きについて

1) 下水道施設の引継ぎ申出書（標準処理期間:1 週間程度）

条例 第 12 条の協議を行った場合や、別途下水道法第 16 条(承認工事)申請を当課に行い本管等を布設した場合は、下水道施設の引継ぎ手続きが必要です。完了公告後に下表の書類を1部提出してください。

※ 手続き完了後に「引継ぎ通知」をお渡しします。道路管理者へ占有者変更手続きを行ってください。

※ 未処理区域での開発行為については、引継ぎ完了後に処理区域とする手続きを進めます。

書類	内容など
下水道施設の引継ぎ申出書・ 引継ぎ施設の概要・道路占用調書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかる図面
下水道台帳修正用図面	● 下水道台帳を開発完了後の出来形に修正した図面
開発行為に関する工事の検査済証コピー	<u>次のページへ</u>

委任状	● 代理人から提出する場合
その他 竣工図等	● 竣工図等が必要となる場合

2) 市街化調整区域で公共下水道へ接続したい場合（標準処理期間:1 週間程度）

市街化調整区域は浄化槽排水が原則となりますが、施設や排水の種類、前面道路に接続可能な公共下水道施設が存在することなど、一定の要件を満たす場合には公共下水道への接続を承認しています。接続を希望する場合には、下表の書類を1部提出してください。審査のうえ、接続の可否を回答いたします。

書類	内容など
市街化調整区域からの 公共下水道接続願出書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかるもの
排水計画図	● 汚水・雨水の排水経路がわかるもの
建築確認図書	● 提出予定の建築確認申請書など
写真	● 対象箇所周辺の写真(遠景・近景)
委任状	● 代理人から提出する場合

3) 当課への下水道法第 16 条(承認工事)申請（標準処理期間:1 週間程度）

開発関連区域において既存マンホールの蓋替え等の工事を行う際には、当課への下水道法第 16 条(承認工事)申請が必要となる場合があります。下表の書類を 2 部提出してください。

また、施工後は「下水道法第 16 条に基づく工事の完成検査依頼書」と工事写真等を提出し、当課の検査を受けてください。問題なければ、合格の旨を通知いたします。

書類	内容など
公共下水道の施設に関する工事(変更) 承認申請書	● 記載例を参考に、様式に記入してください。
位置図	● 対象箇所がわかるもの
排水計画図	● 当課との開発同意・協議済み図面のコピー (「同意」「協議」「図面差替」などのスタンプがあるもの)
構造図 等	● 工事内容がわかる資料
写真	● 対象箇所周辺の写真(遠景・近景)
委任状	● 代理人から提出する場合

4) その他

場合によって、下水道部管路課や水環境センターへの申請が必要となる場合があります。その際には、開発審査申出書に対する回答書の中などでご案内します。